

一厚生労働省一

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施に当たり、スプリンクラー設備の整備に係る補助対象面積の定義を明確にすることなどにより、補助金の交付額が適切に算定されるよう改善させたもの

補助対象面積を修正して算定した場合の補助金の開差額(支出) 1億2824万円

1 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業等の概要

(1) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の概要

厚生労働省は、平成25年に福岡県福岡市で発生した有床診療所の火災事故を踏まえて、26年度から、医療施設等施設整備費補助金交付要綱及び有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱に基づき、病床又は入所施設を有している病院、診療所及び助産所(これらを「有床診療所等」)^(注1)が事業主体となって実施するスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び火災通報装置を整備する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業(スプリンクラー等整備事業)に要する費用を補助するため、都道府県を通じて補助金を交付している(この補助金のうち、スプリンクラー設備の整備に要する費用に係る分を「スプリンクラー補助金」)。

そして、上記の火災事故を契機とした28年4月の消防法施行令等の改正により、原則として、避難のために患者の介助が必要な有床診療所等については、産婦人科等の特定の診療科のみを有する有床診療所等を除き、令和7年6月末までにスプリンクラー設備を整備しなければならないこととなっている。

(注1) スプリンクラー設備 加圧送水装置、配管、スプリンクラーヘッド等により構成され、火災を感知後、天井等に配置されたスプリンクラーヘッドから自動的に散水を行う消防用設備

(2) スプリンクラー補助金の交付額の算定方法

交付要綱によれば、有床診療所等に整備するスプリンクラー設備の対象面積(補助対象面積)1㎡当たりの基準単価を17,500円(平成26年度は17,000円)とし、基準単価に補助対象面積を乗じて算定した基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額をスプリンクラー補助金の交付額とするなどとされている。

同省がスプリンクラー等整備事業の創設当時に事務連絡等と併せて都道府県に送付した「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集」(質疑応答集)によれば、補助対象面積とは、補助対象である棟のうちスプリンクラーを設置する部分の面積であるとされている。

2 検査の結果

26年度から29年度までの間に13都府県^(注2)の823事業主体に交付されたスプリンクラー補助金計189億7409万円を対象として検査した。

質疑応答集によれば、前記のとおり、補助対象面積はスプリンクラーを設置する部分の面積とされているが、スプリンクラーを設置する部分がどの部分を指すのかについては明確に示されていない。そのため、同省にスプリンクラーを設置する部分が具体的にどの部分を指すのかについて確認したところ、同省は、スプリンクラーを設置する部分とは整備されたスプリンクラー設備による散水ができる居室等であるとしている。

そこで、補助対象面積が適正に算定されているか検査したところ、9都県の57事業主体では、建物の広範囲にスプリンクラー設備の配管が設置されていることなどから建物の延べ面積を補助対象面積とするなどしていた。しかし、これらの面積にはスプリンクラーヘッドが設置されていないなどしてスプリンクラー設備による散水ができない居室等の面積が含まれている状況となっていた。^(注3)

上記57事業主体の補助対象面積をスプリンクラー設備による散水ができる居室等の面積に修正してスプリンクラー補助金の額を算定すると、57事業主体のうち48事業主体で開差が生じており、48

事業主体が交付を受けていたスプリンクラー補助金計10億4592万円は計9億1768万円となり、1億2824万円の開差額が生じていた。

このように、有床診療所等が実施するスプリンクラー等整備事業への補助について、スプリンクラーヘッドが設置されていないなどして、スプリンクラー設備による散水ができない居室等の面積を補助対象面積に含めていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 13都府県 東京都、京都府、栃木、千葉、新潟、山梨、愛知、島根、山口、愛媛、福岡、長崎、大分各県

(注3) 9都県 東京都、栃木、千葉、山梨、山口、愛媛、福岡、長崎、大分各県

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、令和元年8月に、スプリンクラー等整備事業の補助対象面積を、整備されたスプリンクラー設備による散水ができる居室等であるとの定義を明確にして、有床診療所等が作成する事業計画書の様式を補助対象面積となる居室等の面積が確認できるように改めるとともに、都道府県に対して事務連絡を発して、元年度のスプリンクラー等整備事業に係る事業計画書を提出した有床診療所等にも上記の改正を周知し、新たな様式による事業計画書の再提出を求める処置を講じた。